

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 代表取締役社長 矢島 健
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年11月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【本文】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アマダホールディングス
証券コード	6113
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・（アジア）・リミテッド （Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited）
住所又は本店所在地	21 チャーチストリート #01-01 キャピタルスクエア2 シンガポール 049480
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド （Aberdeen Asset Managers Limited）
住所又は本店所在地	英国 スコットランド AB10 1YG アバディーン市 クイーンズテラス10番
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド (Aberdeen Asset Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン EC4M 9HH ブレッドストリート ボウベルズ ハウス
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

5【提出者(大量保有者)/5】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ピー・ティー・アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インドネシア (PT Aberdeen Standard Investments Indonesia)
住所又は本店所在地	インドネシア 南ジャカルタ市 12950 ジャラン メガクニンガン パラカヴ E4.3 no 1-2 カワサン メガクニンガン Menara DEA Tower II 16階
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

6【提出者(大量保有者)/6】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 業務部 落合 均
電話番号	03-4578-2240

第3【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(11)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年12月14日
訂正箇所	平成30年12月19日に提出した変更報告書(11)について、提出者6は共同保有者ではなかったため、これを訂正します。

(訂正前)

【表紙】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 6

(訂正後)

【表紙】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 5

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

6【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)
住所又は本店所在地	英国 スコットランド エディンバラ ジョージストリート 1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成2年2月27日
代表者氏名	ホリー・シルビア・キッド (Holly Silvia Kidd)
代表者役職	カンパニー・セクレタリー
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社 コンプライアンス部 具志堅 亜由美
電話番号	03-4578-2221

(2)【保有目的】

純投資（ファンド運用）

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			1,939,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・ 口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,939,500
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等 の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するもの として控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,939,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年12月14日現在)	V		378,115,217
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)			0.51
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)			0

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(訂正後)

第2 【提出者に関する事項】

6 【提出者(大量保有者)/6】

該当事項なし

(訂正前)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
- (2) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド(Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)
- (3) アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド(Aberdeen Asset Managers Limited)
- (4) アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド(Aberdeen Asset Investments Limited)
- (5) ピー・ティー・アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インドネシア(PT Aberdeen Standard Investments Indonesia)
- (6) スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド(Standard Life Investments Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			15,863,951
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 15,863,951
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		15,863,951
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年12月14日現在)	V	378,115,217
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.20
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		5.46

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社	10,845,591	2.87
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド (Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)	2,900,580	0.77
アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド (Aberdeen Asset Managers Limited)	6,600	0
アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド (Aberdeen Asset Investments Limited)	125,380	0.03
ピー・ティー・アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インドネシア (PT Aberdeen Standard Investments Indonesia)	46,300	0.01
スタンダード ライフ インベストメンツ リミテッド (Standard Life Investments Limited)	<u>1,939,500</u>	<u>0.51</u>
合計	<u>15,863,951</u>	<u>4.20</u>

(訂正後)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社
- (2) アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド(Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)
- (3) アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド(Aberdeen Asset Managers Limited)
- (4) アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド(Aberdeen Asset Investments Limited)
- (5) ピー・ティー・アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インドネシア(PT Aberdeen Standard Investments Indonesia)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			13,924,451
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券 カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 13,924,451
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		13,924,451
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年12月14日現在)	V	378,115,217
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.68
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		5.46

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社	10,845,591	2.87
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・(アジア)・リミテッド (Aberdeen Standard Investments (Asia) Limited)	2,900,580	0.77
アバディーン・アセット・マネジャーズ・リミテッド (Aberdeen Asset Managers Limited)	6,600	0
アバディーン・アセット・インベストメンツ・リミテッド (Aberdeen Asset Investments Limited)	125,380	0.03
ピー・ティー・アバディーン・スタンダード・インベストメンツ・インドネシア (PT Aberdeen Standard Investments Indonesia)	46,300	0.01
合計	13,924,451	3.68